

# 東松山市

## パートナーシップ宣誓制度

東松山市では、すべての市民がお互いの人権を尊重しながら、一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指し、令和3年7月1日から「東松山市パートナーシップ宣誓制度」がスタートします。

### パートナーシップ宣誓制度とは

東松山市パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力し合うことを約束した二人がパートナーシップ関係であることを市に宣誓する制度です。市は、宣誓した事実を証明する宣誓書受領証、受領カードを交付するものです。

この制度は、婚姻制度等現行の法制度に影響を与えるものではなく、二人のパートナーシップ関係という事実を対外的に証明するものとして、性的少数者の困難や生きづらさの軽減につながることを目指すものです。

### 宣誓することができる人

- 二人がパートナーシップにあること
- 成人に達していること
- 東松山市民又は東松山市に転入予定であること
- 双方に配偶者（事実婚を含む）がいないこと
- 他の方とパートナーシップの関係にないこと
- 民法に規定する婚姻できない続柄（近親者）でないこと

### 宣誓に必要な書類

- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたもの）
- 婚姻をしていないことが確認できる書類  
戸籍抄本、独身証明書など
- 本人確認書類  
個人番号カード、旅券、運転免許証など

# 手続きの流れ

## 宣誓の日時の予約

宣誓を希望する7日前までに、人権市民相談課に電話等で予約します。

### 【予約受付時間】

月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

※宣誓日までに、宣誓に必要な書類をご用意ください。



## パートナーシップ宣誓

予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人で来所してください。

パートナーシップ宣誓書等を記入し、提出していただきます。

プライバシー保護のため、個室で対応いたします。

対応時間：月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで

（祝日、年末年始を除く。）

※書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただくことがあります。



## 宣誓書受領証・受領カードの交付

後日、お二人にそれぞれ「パートナーシップ宣誓書受領証」、「パートナーシップ宣誓書受領カード」を郵送又は窓口で交付します。

## 【予約・お問合せ】

東松山市 市民生活部 人権市民相談課

〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58

電話：0493-21-1416（直通）

FAX：0493-23-2236

メール：JINKENSHIMINSODANKA@city.higashimatsuyama.lg.jp